

別添

第 70 回鳥取県植樹祭会場設営及び撤去業務仕様書

1 業務名

第 70 回鳥取県植樹祭会場設営及び撤去業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

3 業務内容

第 70 回鳥取県植樹祭会場の設営・撤去及びイベントの運営

ア 開催日時 令和 8 年 11 月 1 日（日）又は 11 月 3 日（火）

午前 10 時から午後 3 時まで

イ 開催会場 鳥取市桂見 森林公園とっとり出合いの森（以下「会場」という。）

ウ 資材搬入及び設営日

令和 8 年 11 月 1 日（日）開催の場合 令和 8 年 10 月 30 日（金）から同月 31 日（土）

令和 8 年 11 月 3 日（火）開催の場合 令和 8 年 11 月 1 日（日）から 11 月 2 日（月）

エ 撤去日 開催日と同日

オ 返却日 開催日と同日

カ 業務内訳

（1）資材の借り上げ及び設置並びに撤去

a テント設置及び撤去

（a）テント 2 間 3 間：9 張

1.5 間 3 間：2 張

（b）横 幕 2 間 3 間：9 張分（三方囲い 8 張分及び四方囲い 1 張分）

1.5 間 2 間：2 張分（三方囲い 1 張分及び四方囲い 1 張分）

（c）テントウェイト 11 張分

b 長机（幅 1.8m、奥行き 0.45m、高さ 0.7m） 22 台

c パイプイス 32 脚

d 展示用パネルボード（幅 0.9m、高さ 1.8m、脚付き、画鋏使用可） 18 枚

e 三旗掲揚ポール（高さ 6.0m 以上）、重石 3 基（1 本×3 基）

f 横断幕設置用トラス（門型、高さ 4.0m 以上） 1 式

（2）資材の搬入等

搬入は、とっとり出合いの森倉庫（鳥取市桂見 440）から会場までとする。

なお、以下の a と b は搬入、設置、撤去及び返却とし、c から e までについては、設置及び撤去は鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課（以下「発注者」という。）が行うので、受注者は搬入及び返却を行う。

また、撤去後は受注者が保管し、オに記載する返却日にとっとり出合いの森倉庫へ返却する。

a 木製ベンチ

無垢仕様

1.8×0.4×0.4m：180 基（折りたたみ可能）

折りたたみ時：1.8×0.4×0.13m

b 演 台 0.9×1.1×高さ 1.0m：1 基

c 看板類 0.9×0.9m：6 枚

0.45×1.4m：7 枚

0.92×1.2m：2 枚

0.6×1.4m：3 枚

d スコップ 50 本

e みどりの少年団 団旗立て 0.5×0.5×1.8m：2 基

（3）音響設備の借り上げ及び設置並びに撤去（屋外アナウンスオペレーターの派遣を

含む。)

- a スピーカー 300w : 4 台、トランペット型 30w : 3 台
- b ワイヤレスマイク (受信機含む) : 3 本
- c ミキサー 12ch : 1 台
- d アンプ 350w : 2 台
- e イコライザー 2 台
- f インカム 5 W : 20 台
- g 発電機 2 KVA : 1 台、25KVA : 1 台
- h マイクスタンド 1 本
- i 電気工事 一式 (音響設備のほか、物品販売、木工教室等、発電機からの電気配線を要するもの)

(4) 発注者が所有する横断幕の文字修正及び設置

- a 開催回数の文字修正 カッティングシート剥離・張替
張替サイズ : 75cm×41cm×1 枚 (1 枚に数字 2 文字)
文字 : 緑色、ゴシック体
なお、横断幕は契約締結後別途発注者から受注者に引き渡す。

b 横断幕の設置

材質ターポリン、8.0×0.9m、上下ロープ通し、ハトメ付き
横断幕設置用トラス (門型・W9000×H4500) を設置し取り付け

(5) 会場夜間警備

日時 : 令和 8 年 11 月 1 日 (日) 開催の場合

令和 8 年 10 月 31 日 (土) 午後 6 時から 11 月 1 日 (日) 午前 8 時まで

令和 8 年 11 月 3 日 (火) 開催の場合

令和 8 年 11 月 2 日 (月) 午後 6 時から同月 3 日 (火) 午前 8 時まで

人数 : 2 名

(6) 駐車場及び会場周辺警備

日時 : 開催日の午前 8 時から午後 3 時 30 分まで

人数 : 8 名 (インカム等により連絡を取ることができる体制とすること。)

場所 : 駐車場及び会場周辺

(7) 会場の芝生区域は車両の乗り入れ禁止

4 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

5 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物 (中間成果物を含む。) を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに 6 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が (1) から (3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (5) (1) から (4) までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

6 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

7 調査等

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について本仕様書に照らして調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- (2) (1)の調査の結果、発注者が業務内容の修正が必要と認めたときは、受注者は発注者の指示に従ってこれを修正しなければならない。

8 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、令和 8 年 11 月 30 日までに完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、(2)の検査を行った結果、その日から 10 日以内に本業務の完了を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って停滞なくこれを修正し、発注者の検査を受けなければならない。
- (5) (2)及び(3)は、(4)の再検査の場合において準用する。

9 委託料の支払

- (1) 受注者は、8の(3)(8の(5)において準用する場合を含む。)の通知を受けた後、発注者に本業務に係る委託料を請求する。
- (2) 発注者は(1)の正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

10 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 その他

- (1) 第 70 回鳥取県植樹祭の開催日は、別途発注者から連絡する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (3) 雨天の場合は、発注者の判断により開催場所を屋内とする。開催場所の変更を判断するまでに本契約の履行のために要した費用は発注者の負担とする。